

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL https://tomari816.com
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850



第42回法廷だより

2024年3月15日、控訴審第3回期日が札幌高裁で開かれました。

曇天の下 傍聴席は概ね埋まった

2024年3月15日午後2時30分より札幌高裁で、第3回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席は多くが埋まっていました。

期日では、一審原告、一審被告が、それぞれ以下の書面を提出しました。

1 一審原告は、遠隔地居住の原告において、1号ないし3号機建屋内の使用済み燃料を建屋外の使用済み燃料貯蔵施設に移して保管すべく、使用済寝良貯蔵施設の構造及び設備の変更許可申請をするよう求める旨、控訴の趣旨を変更する令和5年11月24日付訂正申立書を提出しました。

また、近郊居住の原告において、一審被告準備書面(5)に反論する第4準備書面を提出しました。

一審被告は、震源を特定して策定する地震動に関し、積丹半島西岸沖断層の存在を否定しつつ、「孤立した短い活断層」の存在を仮定して地震動を評価することも、一審原告が依拠している渡辺・鈴木尚教授の見解について、音波探



2024/03/15 13:30

仮定することが矛盾していること、変動地形学的手法を軽視し地震性隆起を否定するのが誤りであること、適合性審査における規制の指示に従った地震動の想定が過少であることを指摘しました。

2 一審被告は、遠方居住原告の令和5年10月31日付控訴の趣旨変更申立書に対する答弁書と、敷地内断層に関する一審原告の主張に反論する準備書面(6)を提出しました。

一審原告意見陳述

一審原告の意見陳述は、福尾健司さんが行いました。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の惨状を指摘しつつ、同様の地震が泊原発の直下ないし周辺で起こった場合に、冷却システムの損傷や機能不全の可能性、使用済み核燃料貯蔵プールが干上がる危険性、外部からの応援の困難性など様々な問題が考えられ、再稼働前にこうした事態が生じないことを科学的に説明する必要がありますがある旨述べました。そして、能登半島地震並の地震が将来起きない保証がない中で政府の原発推進政策にしたがうことの危険性を指摘しました。

また、大量の核ゴミの処理のために莫大な費用がかかり、それが結局税金で賄われているにもかかわらず、電気料金が安くなるな

どと喧伝することの不当性を訴えるとともに、数十年間の発電と引き替えに、10万年単位の管理責任を将来世代に押し付け、資材と電力を一方的に消費するものであることを指摘し、先人の努力と未来の子孫に思いをはせ、廃炉を訴えました。

次回期日に向けた準備等

一審原告のうち、遠隔地居住の原告の関係では、令和5年11月24日付控訴の趣旨変更申立書に関し、控訴の趣旨の変更に伴い、必要に応じて請求原因事実を補充します。また、近郊居住の原告においては、能登半島沖地震に関連する主張を提出します。

一審被告は、一審原告第4準備書面に対する反論を提出するとともに、その他の要反論項目についても、適合性審査の進捗を待たず反論できるようにしたタイミングで行うべきことが確認されました。

今後の予定等

次回期日は、令和6年7月12日(金)午後2時30分からです。

次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきたいでしょう。

(文責) 佐々木泰平

意見陳述



控訴人 福尾 健司

はじめに

福尾健司と申します。小樽に生まれ、工学部衛生工学科卒、札幌市関係の団体職員として下水道分野で36年間勤務し、札幌市の環境を守る一端に関わってきました。

しかし、泊原発の再稼働が北海道の環境と人々の暮らしを壊してしまう恐れがあるという思いから、意見陳述人としてここにいます。

能登半島地震は、危険な泊原発再稼働に対する最後通告

2024年1月1日、能登半島ではM7.6の巨大地震が人々を襲いました。この地震は阪神・淡路大震災をも上回り、日本海側では最大級といわれています。特徴は半島北側が4〜5秒間の一瞬で4mほど隆起した逆断層であり、ずれた断層は長さ150kmに及びました。また震源が陸地に近

いため津波は1分程で到達しました。そのため地域全体の建物やインフラは破壊され、道路はズタズタに寸断され、住民は孤立状態になり、周りから救助に入るも重機等を搬入できず救命に時間がかかる惨状でした。

同じ日本海に面している泊原発はどうでしょう。沖合わずか15kmにも活断層が推定され、東傾斜の逆断層であり、泊原発の直下で地震が起きる可能性が指摘されています*1)。

もしこれが泊原発の再稼働中に起きた場合、今世紀最大の大惨事になります。これから詳しく述べたいと思います。

泊原発は加圧水型で1次冷却系統は150気圧と言われています。これは水深1500mの水圧に圧力容器が耐えながら、その内部では循環ポンプの羽が回転して燃料棒の隙間を水が高速循環して、核分裂の熱エネルギーを奪い300度の熱を2次冷却水へ引き渡す仕組みになっています。もしこの直下や周辺で地震や隆起が起これば、1次冷却系統に1か所でも亀裂が生じた場合、爆発的な破壊が生じることは容易に想像できます。老朽化し放射能で劣化した圧力容器では、超高压下でこれは一瞬で起こります。よって制御棒の挿入も間に合うのか疑問です。

また、挿入が間に合っても、使用済み核燃料貯蔵プールは無事なのか？福島第一原発事故では4号機のプールが干上がった場合、関東・東北一帯が放射能で汚染され人が住めない事態になるまで追い込まれました。

仮に以上の事態を逃れたとしても、2次冷却系統は無事なのでしょうか？この系統はタービン建屋までつながっています。原発は原子炉建屋とタービン建屋がそれぞれ巨大ブロックでできており、地震や隆起ではこの間のパイプ類の破断や電気系統の断線等が生じます。その状態では緊急冷却装置が正常に働くのかもわかりません。

外部からの応援はどうでしょう。隆起では能登半島地震に見られた道路の破壊、土砂崩れ、停電等が起き、原発隣接の港さえ使用不能となりました。

そうなると福島第一原発での放水車等使った外部からの決死の封じ込め作業はできなくなり、原子炉内のメルトダウンは不可避です。それが泊原発3号機の核燃料貯蔵プールでのメルトダウン、停止中の1・2号炉の使用済み核燃料のメルトダウンへと続き、福島第一原発事故の数十倍もの放射能が北海道から東北・関東地方まで降り注ぐこととなります。

北電は再稼働を進める前に、以上の事態が起こらないことを科学的に説明し、一方的な被害者になりうる道民の理解を得る必要があります。

北電は政府の原発推進政策に従ってはならない

政府は昨年の国会で、通算最長60年間の原発稼働を可能としました。泊原発3号機はまだ3年しか稼働していません。つまり再稼働した場合、57年間運転が可能となり、さらにその後の使用済み核燃料の冷却期間が数十年続きます。この間に能登半島並みの地震が起こらないと誰が言えるでしょう。

それが万が一の確率であったとしても、再稼働で引き起こされる人災は巨大であります。原発で電気を作り出す、ただそのことだけで道民、ひいては全国民、未来の子供たち、日本の豊かな自然を破壊することだけは何としても避けなければなりません。

北電は民間企業であり、自らの発電事業の進め方を決めることができます。今まで泊原発に投じた資金とこれからも積みあがる安全対策費用や労力等は、採算が合うのでしょうか。

ほくでんの経営理念は、「人間尊重・地域への寄与・効率的経営と持

能登半島地震で

泊訴訟は変わるか？

泊原発廃炉訴訟弁護団 弁護士 今橋 直

能登半島地震と志賀原発

今年1月1日、能登半島地震が発生しました。震源は能登半島北東端近くの珠洲市の地下で、最大震度は石川県志賀町の震度7でした。

能登半島、志賀町、と言えば、私たちとしては「北陸電力志賀原子力発電所」が気にかかります。今回の地震では、放射能漏れ事故には至らなかったようですが、1号機、2号機双方で変圧器から油漏れが生じて、外部電源5系統のうち3系統が動かなくなり、「外部電源喪失」の一手手前であったとの報告がされています。その他、地震の揺れによる使用済み燃料プールでの逸水、送電線の部品の欠損、モニタリングポストの欠測なども生じています。さらに、破損などには至っていませんが、想定を上回る地震動を瞬間的に観測したり、周辺地域では大規模な地盤の隆起や津波など、大事故の一手手前だった、とすら言えるでしょう。



「退避・避難できない」

「つ」した中で、泊原発との関係で特に注目すべき点は、「避難できない」です。

新聞記事には、「原発30キロ圏、4000人8日間孤立 避難計画機能しない恐れ 能登地震（朝日1・24）」、「原発「画餅」の避難計画 泊、寸断時の対応不明確（道新2・17）」とあります。

すなわち、能登半島地震では、37000以上の家屋が倒壊、損傷し、火災も発生。大動脈である国道249号線を中心に多数箇所が道路が損壊、陥没して寸断され「孤立状態」が多数、長期間生じました。また、電話やインターネット不通の通信障害、モニタリングポストが18か所で欠測となりました。

原発事故が発生した場合の周辺住民の避難等については、「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会）や「地域防災計画」（都道府県、市町村）によって定められており、周辺住民は、放射能から身を守るため「屋内退避」または「避難」することとされています。

具体的には、原発事故が発生しその事故の程度が「緊急事態」と判断される状況になった場合、「原発から半径5km以内の周辺住民は直ちに非難をする（30km圏外）」。「また、「原発から半径5～30km以内の周辺住民はまず屋内退避をし、その後放射線測定値が基準を超えた時点で避難をする。」

しかし、余震が続く中で倒壊、損傷した家屋に「屋内退避」などできるはずもなく、孤立状態になるほどに寸断された道路状況で「避難」することはまさに「画」に描いた餅です。

「原発裁判における「避難できない」の意味

原子力防災の手法として、IAEA（国際原子力機関）は「五層の防護」の考え方を示していますが、その5層目すなわち最後の層が

「事故の影響を最小限にする対策」＝避難計画です。

避難計画について裁判所は、鹿児島県川内原発差止めを住民が求めた裁判で、2016年に福岡高裁宮崎支部が、「原発事故が発生した場合に、周辺住民が生命・身体への重大な被害を避けるために、適切な避難が可能となる実効的な避難計画」が必要であるとの前提に立ち、「適切な避難計画がない、または全くない」と同視できるにもかかわらず、原発を運転することは、違法性が認められる」と判示しました。この点は重要な指摘です。しかし、この判例は、このような判示にもかかわらず、結論としては、「避難計画が実行性や合理性を欠くとしてもその一事だけで、安全性に欠けることがあるとすることはできない」として、住民側の請求を退けました。

この判決は、「実効的な避難計画」について、前段ではその必要性を論じつつ、結論では不要とする、というような矛盾はらんだものですが、（ここからは私の個人的見解です）これは、避難や避難計画というものを現実感をもちて認識することができないからではないでしょうか。「IAEAも必要と言っていない以上、重要なものなのだろう」と知識としてはわかっていても、現実は何が起きるのか、を認識できていない。だから、机上の論理操作だけで結論を出してしまっ。

そいつう点で、先に述べた、今回の能登半島地震での「避難できない」という現実には、大きなインパクトがあると思えます。これを、私たちの泊原発廃炉訴訟でも、裁判所に具体的に迫真性をもって伝える、裁判官に直面してもらいたいことが必要だと考えます。

泊訴訟では

本訴訟では、これまでに3回、「避難計画の不備」についての主張書面を提出してきまし

た。その中心は「複合災害」＝地震や津波の被害と原発事故が同時に起こった場合の避難の困難さの指摘です。まさに今回の能登半島地震のような場合を想定したものです。

ここでは、泊村、神恵内村、積丹町、古平町の住民が避難する際には、国道249号線（積丹半島を二周する国道）がほぼ唯一の道路でありここに利用が集中すると見込まれること、そして同国道は海沿いの道で津波の被害も予想されることや、崖が海に迫る狭い場所を通っているため崩落などの危険も多いことを指摘しています。

また、泊村、岩内町、共和町の住民が避難する国道276号線も地域の主要道であり、車が集中することが見込まれ、渋滞や陥没が生じれば、札幌や小樽方面へ向かう国道5号線・393号線に出ること自体が困難となり、避難が事実上不可能となることなどを指摘しています。これらは「避難計画の不備」の主張のほんの一部にすぎませんが、能登半島地震の道路被害や孤立状態の現状を「いつ自分が起こってもおかしくない」として考えれば、これだけでも到底避難などできない」ということがわかるはずです。

「原発は絶対に事故を起こさない」「放射能漏れは絶対にない」といっているのであれば、避難計画は不要なはず。それにもかかわらず国や地方自治体が避難計画を定めるのは、「原発に絶対安全はない」「放射能漏れは起こりうる」という可能性を自認しているからにほかなりません。そうであれば、避難計画の不備は、ただそれのみで、「原発による被害が生じる危険性」を認めるに足りるものとなるはず

です。能登半島地震で現に発生した「事実」を基に、避難計画の不備を強く訴えていくことが必要だと考えています。

原発事故と

精神病院

寄稿

くるみざわしん

(劇作家・精神科医)



2011年の1月だったと思う。長年勤めた精神病院を3月末に退職して、外来診察のみのクリニックに職場を変えることに決めた。当時、私は大阪に住んでいた。勤めていた精神病院は数年前から身売りを繰り返し、その度に営利(金儲け)のみを追求するオーナーに買い取られ、患者さんを収容して、ベッドを埋め、収益をあげることだけが求められるようになり、みるみる間に治療の場ではなくなっていった。その流れを止めたくて私なりに抵抗はしたが全く歯が立たなかった。見切りをつけたと言えば多少格好がつくかもしれないが、私が退職してもオーナーは痛くもかゆくもない。ただ患者さん

なってしまうことがつらく、胸かば敗北感でいっぱいだった。

そんななか、3月11日に東日本大震災が起きた。友人からのメールで東京電力の福島第一原発が危ないと知った時の驚愕は忘れることができない。精神病院に入院している患者さん達はどうなるのだろうか。医者や看護師はどう行動するのだろうか。心配で仕方がなかった。私はその時「たまたま」大阪の精神病院に勤務していた。事故が起きた原発の近くの病院に勤務していたら、患者さんがいる。すぐに病院に駆けつけなくてはならない。そのあと、どうしたらいいのだろうか。

精神病院には、本人の意志ではなく、強制的に入院させられている患者さんがいる。主治医の私の判断で、法律に基づいて、強制的に入院させている患者さんがいるのに、主治医の私だけが逃げるわけにはいかない。放射性物質を浴びて、吸う危険があっても、病院を離れることはできない。職務を全うすれば死ぬかもしれないと思つた。

病院にいられないとなれば患者さんを退院させて、安全な場所まで運ばないといけない。地震と津波の直後、原発事故の最中にそんなことができるだろうか。普段の、一人の患者さんの転院でも大変なのに、急に、

いっぺんに、何人もの患者さんを避難させなくてはならない。当時の私は15〜20人ぐらいの入院患者さんを受け持っていた。ほぼ全員が強制入院で、60歳以上だ。近くの精神病院はどこも同じ状況だろうから、転院するととなると遠方になる。そう簡単に見つかると思えない。逃げながら転院先を探さないといけない。

移動手段はあるのか。ガソリンは。薬は。食べ物。水は。寝る場所は。付き添う職員は。お金は。営利追及一辺倒のオーナーが患者さんの安全のために全力を尽くすとは思えない。被災地の精神病院がどんな状況なのか。これからどうなるのか。気が気ではなかった。もしそこにいたら私はどうしたらいいのだろうか。先ほども書いたが、私は「たまたま」大阪に住んでいて、福島第一原発と距離があつた。もし福井県の原発で事故が起きれば、恐れは現実になる。避難方法は用意されていない。原発が乱立する国で、病棟や病室に患者さんを閉じ込めて当たり前の精神医療を続けていたら放射線被曝まで強制してしまう。避難計画を作らないのは、患者さんがどうなったってかわらない。そんなことを考えていたら原発が作れない。患者さんより原発が優先だと国と電力会社が考えているからだ。同調したくない。

強制入院が金儲けの道具になっていることが嫌で精神病院をやめることに決めたのだが、福島第一原発の事故で精神病院に勤められないことが決定的になった。もう二度と精神病院では働かない。2011年3月末で退職した時、私は一人で精神病院を抜け出して、患者さん達を置き去りにしてしまった。その悔いが消えない。福井県の原発で事故が起きたら、あの患者さん達はもうなってしまうのだろうか。その思いを私は『精神病院つばき荘』というお芝居にした。北海道の精神医療関係者の方々が呼んでくださり、昨年11月に札幌の北星学園大学で上演した。脚本は私の戯曲集に収めている。もし関心があつたら読んでみて欲しい。原発と精神病院について書きたいことはまだまだあるが、字数が尽きてしまった。今回はここまでにしたい。

プロフィール

精神科医。劇作家。2011年からニューヨークアジアフォーラム・ジャパンに参加。原発誘致による分断を描いた『同郷同年』で「日本の劇」戯曲賞とOMS戯曲賞大賞、中央権力の横暴と闘う武士を描いた『忠臣蔵破 エートス/死』で文化庁芸術祭賞新人賞を受賞。近著に『くるみざわしん 精神医療連作戯曲集 精神病院つばき荘/ひなの砦ほか 3篇』(ラグーナ出版)がある。

3・9集会

泊原発の廃炉をめざす会も構成団体の一つである「泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会」主催による「福島原発事故から13年、原発と核ゴミを考える3・9集会」が札幌市内で開催されました。

プログラム第一部では、まず宍戸隆子さんが能登半島地震での国の無策とやる気のなさについて批判、また具体的な避難手段を常々考えておくことの大切さ等について発言。

続いて岩内町議の佐藤英行さんからは、寿都町長が語った「最終処分場が出来れば（風が吹けば）人口も増える（桶屋が儲かる）」の笑い話の紹介に始まり、「能登半島地震ではその防災実態をみても現実には対応できないこと等について発言。

また大串伸吾さんが議会のため参加できなくなったことから、「子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会」及び「脱肌感覚リコールの会」共同代表の植谷和幸さんが大串さんのメッセージを代読し、町議会選挙の御礼や地層処分文庫調査の懸念（引延し等）やNUMO職員

が町内施設を利用して生活することになったこと等について発言。代読した植谷さんからも、対話活動など地層処分文庫調査に伴う現実の問題点について指摘がありました。

最期に道議会議員として、産炭地振興・エネルギー調査特別委員会に所属する清水敬弘さんから、北海道知事の「条例準拠の発言」に対し、自民党議員が圧力をかけていることや「エネ特委員会」の現状と委員会の傍聴などについて発言がありました。

第2部

国際環境NGOのFoE事務局長の満田夏花さんが講演し、大勢の参加者が耳を傾けました。

満田さんは大きなスクリーンを駆使し、現政権がGXの名のもとに原発回帰をしていることを指摘しました。原発事故に備えて電力会社に準備を義務付ける賠償金の上限が据え置かれ、電力会社だけでは賠償金が払いきれない懸念があることなど、原発は様々な問題があり、地球温暖化による気候変動問題などへの対策にはならないことを訴え、国が原発を推進する方向に舵を切ることに危機感を示し、原発回帰がダメな理由を熱く訴えました。



FoE 事務局長
満田 夏花さん



北海道議会議員（手稲区）
清水 敬弘さん



岩内町議会議員
佐藤 英行さん



福島からの避難者
宍戸 隆子さん

口頭弁論報告会

札幌高裁（802号）での控訴審第3回の口頭弁論後の報告会がありました。

法廷には67名が駆けつけ、その後の報告会には45名が参加し、マスコミも合わせると会場は満員となりました。

冒頭、意見陳述者の福尾健司さんから正月の能登半島の地震と泊原発が再稼働したことを重ねて、何を陳述するかハッキリした等の発言があり、最後の「陳述の一仕事を終えたのでパートナーとおいしいビールを飲みたい」との言葉が印象的でした。

続いて菅澤弁護団事務局長から、口頭弁論上でのやりとりについて説明がありました。

海底活断層に対する北電との見解の相違による想定地震の大きさの違い、この間の能登半島地震を受けて、活断層学会が緊急提案をしたことなども背景に、海底活断層は不明な点が多い事から慎重に取り組まないとならないとの指摘なども引用しつつ書面づくりをしたこと等について言及がありました。

今回は能登半島の地震を踏まえつつ泊での避難の問題、地震動の問題について書面を出したこと、北電はこちら側が出した海底活断層に対する反

論を書面で提出することになるとの内容です。

最後に、「北電は今、もの凄い攻勢（資料の物量）をかけてきていること、裁判官がどう考えているか？国の審査が通ると考えているとすると危うい、能登半島地震で規制委員会の見直しはどうなるかも左右されること、すいすいいつてしまうことが一番怖い」等の説明が加えられました。

締めくくりに難波弁護団長から、「口頭弁論では、ヤジも飛ばせず拍手も出来ず面白くないかもしれないが、意見陳述を聞く、応援する、そういう姿を裁判官に見せることが大切。LGBT裁判でも世の中の流れの中で裁判の傍聴は大きな力となるので引き続きみんなで頑張ろう！」との挨拶があり、拍手で集会を終えました。

文責：事務局長 廣谷淳一



左 意見陳述者 福尾健司さん

※法廷内のやりとりだけではよく判らないことが、報告会で明確になることも多いです。引き続き報告会への参加を訴えます。

講演会

日本には
地層処分の
適地はない

3月23日に帯広市で開かれた講演会「高レベル放射性廃棄物の地層処分を考える〜寿都町と神恵内村の地質特性〜」で、北海道教育大学の岡村聡名誉教授は、「日本には地層処分の適地はない」と講演しました。岡村氏は、核ゴミ地層処分に関する議論の流れを整理しながら、寿都町・神恵内村の地層処分対象岩盤・水冷破砕岩(ハイアロクラスト)の脆弱性、能登半島地震から明らかになった新知見(沿岸域の活断層の認定、地震性



岡村聡名誉教授 (北海道教育大学)

(撮影者:佐々木あずさ)

隆起・深部流体)と積丹半島西岸の地震性隆起、寿都町の低周波地震などの類似性を説明。さらに、昨年10月に約300名の地学専門家が発表した全国声明「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない」、2月22日に発表した「地層処分技術WG(ワーキンググループ)への提言(小野有五、岡村聡、原子力資料情報室)をもとに詳細に説明しました。最後に、岡村氏は、

①文献調査報告書のとりまとめ基準の「評価の考え方は、現在の科学的知見を過大評価しており、安全性重視の視点に立っていない。

②函町村の「文献調査報告書(案)」は、不十分な「評価の考え方に照らしても、文献の扱いには偏りが際立ち、学会レベルや国の機関の見解よりも、電力会社の見解が優先されている。評価基準を一面的に捉えているなど、核ゴミの地層処分の安全性重視の前提条件が軽視されている。

③能登半島地震で明らかになった内陸型地震の知見は、核ゴミの地層処分の安全性についての抜本的見直しを要求している、とまとめました。なお、岡村氏は、3月29日に開かれた経済産業省の「地層処分技術WG」会合に参考人として出席し、「地層処分技術WGへの提言」を説明しました。

(文責:中村廣治)

十勝連絡会

昨年11月25日に2023年度総会を開きました。会員17名が参加。議案書に沿って提案が行われ、全議案が承認されました。意見交流の中で、「2011年11月の提訴以来、12年間頑張ってきたのは素晴らしい」、「スタンディング活動も継続してきた、今何回目か」など活動に対する熱い思いが語られました。スタンディング活動は、2020年5月の開始以来、12月2日の活動で、63回目となり、参加総数も1283名になっています。

3月9日(土)に、3団体共催で今年も「フクシマを忘れない STOPP原発回帰 帯広アクション」を実施しました。能登半島地震もあり、参加者は昨年より多い70名。「地震大国日本の原発の危険性は明らか、原発をなくそう」と確認しました。(写真)

3月23日(土)には、3団体共催で「高レベル放射性廃棄物の地層処分を考える」講演会を開きました。参加者は72名講師の岡村聡北海道教育大学名誉教授は、「日本には地層処分の適地はない」と詳細に説明しました。

(文責:十勝連絡会代表 中村廣治)
(写真:菅原哲也)



釧路地域連絡会

恒例の脱原発デモ集会を毎週金曜日午後6時から釧路駅前前で継続しています。

3月9日には幣舞橋上のデモ集会に70名ほどの市民が参集。その際、映画「カタストロフィ」の釧路上映会(3月10日10時、釧路市生涯学習センター)の告知をしつつ、「変動帯上に存在する日本のどこにも核ゴミ最終処分地も原発の適地も無い」と訴えました。

上映会では33名が映画を鑑賞、前日、札幌で行われた全道連絡会で紹介された「集会共同宣言」を読み上げました。自然災害の影響で再処理事業や原発が最悪事態に至るプロセスをシュミレーションしたアニメーション動画部分は、住民の避難困難条件をリアルに想定しており、鑑賞中には戦慄と驚きの声が続いていました。上映会後、三浦育夫共同代表が第三回控訴審が行われることなど、原発の裁判について報告しました。
※映画「カタストロフィ」(ストップ・ザ・もんじゅ制作/5分・2021年)



5月31日チカイベント

2年前の5月31日、札幌地方裁判所は泊原発廃炉訴訟で一部勝訴の判決を出しました。それを記念して5月31日にはチカホ憩いの空間で署名活動や賛同人募集などの啓蒙活動を行います。10時から5時まで活動しています。是非お立ち寄りください。

ボランティア募集

チカイベントの活動をお手伝いしてくれるボランティアさんを募集しています。事務所の当番やニュース発送時のお手伝いなどをお願いします。TEL 011-594-8454

第5回 ハイロ川柳

魚とて 子の命守る 権利あり
音更町 菅原さん

恐ろしや 原発多数の 地震国
江別市 T・Nさん

流しても 安全と読む 汚染水
雨竜町 スーパームーンさん

馬鹿野郎 原発なんて 要らんべや
壮瞥町 R2D3さん

廃炉でしょ 入ろう泊 ハイロの会
手稲区 くちご妙さん

運転で出る トリチウムに むしばまれ
釧路市 伊藤さん

忘れない あきらめない 黙らない
清田区 ぴょんこさん

避難バス 運転手が 足りません
滝川市 井上さん

第6回 ハイロ川柳を募集

脱原発・核ゴミ・泊廃炉についての川柳を募集します

- ★ハガキに川柳を書いてハイロの会川柳係まで
- ★住所、氏名、連絡先を書いて一通に3句まで
- ★氏名は本名又はペンネーム又はイニシャル
- ★掲載＝川柳係が選定(図書カード進呈)
- ★第6回の応募締め切りは6月末日

問合せ先: 090-6443-3195(加藤まで)



署名のお願い

能登半島地震から3か月、毎日のようにあちこちで地震が起きています。世界有数の地震国日本には原発を安全に動かせる場所はありません。泊原発が停止して12年、泊原発の廃炉をめざす会は、私たちの活動の原点に還り「泊原発の再稼働を認めないでください」署名を鈴木知事に提出します。第1次集約の6月末日までに多くの方に声掛けをお願いします。

映像資料に学ぶ 原子力とキノコ雲

2021年11月14日にスタートしたこの企画は、毎月14日エルプラザで午後2時から開催されています。ぜひご参加ください。

5月14日(火)は「祝の島」(ほうりのしま)～原発予定地から朝陽が昇る 島のいちにちが今日も始まる～
監督：瀬瀬あや (2010年 105分)

初めて参加ご希望の場合はご連絡を!
(事務局: 廣谷/090-8370-4610 hirotoni@ceres.ocn.ne.jp)

第4回 HAIRO クロスワードパズル 答え

1ガ	イ	2ガ	ー	3ヨ
イ		ソ	4タ	ウ
カ		リ	5カ	ソ
	6マ	ン	7ガ	
8ア	イ		9ツ	10レ
11ウ	ナ	ツ	キ	12イ

■応募は8人、全員正解でした。
正解者には拡散用のポケットティッシュ2個と図書カードをプレゼントしました。

控訴審第4回口頭弁論

2024年7月12日(金) 14:30～
札幌高等裁判所(札幌市中央区大通西11丁目)

報告会 口頭弁論終了後 ～16:30
会場 高等学校教職員センター(札幌市中央区大通西12丁目)